

II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税ファイル)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先1: 番号法第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者

①法令上の根拠: 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の項番

②提供先における用途: 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める特定個人番号利用事務

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの
全国健康保険協会	2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
健康保険組合	3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
総務大臣又は都道府県知事	4の項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
厚生労働大臣	5の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
全国健康保険協会	7の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
都道府県知事	11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
都道府県知事	13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
市町村長	15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二條で定めるもの
市町村長	28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
市町村長	37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
都道府県知事	39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
都道府県知事等	42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
市町村長	48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
都道府県知事	49の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって第五十五条で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
厚生労働大臣又は共済組合等	58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
国家公務員共済組合	65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
国家公務員共済組合連合会	66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十六条で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
厚生労働大臣	73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
市町村長	75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
都道府県知事等	81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
地方公務員共済組合	83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
市町村長	86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
市町村長	87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
都道府県知事	88の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
都道府県知事等	90の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
都道府県知事等	92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
市町村長	96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
市町村長	108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
後期高齢者医療広域連合	115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
都道府県知事等	125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
厚生労働大臣	129の項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
市町村長	132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
厚生労働大臣	138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
独立行政法人農業者年金基金	140の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年改正前農業者年金基金法による平成十三年改正前農業者年金基金法若しくは平成二年改正前農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
独立行政法人日本学生支援機構	141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
厚生労働大臣	142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
総務大臣	147の項	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十二年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
厚生労働大臣	152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
市町村長	155の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
厚生労働大臣	156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
都道府県知事	158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
都道府県知事等	161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和三十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
都道府県知事	164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一〇二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
都道府県知事	165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三〇〇〇一〇号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
都道府県知事	166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
文部科学大臣	167の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	168の項	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	169の項	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	170の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
文部科学大臣	171の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	172の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定
都道府県知事	173の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税ファイル)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

移転先1: 米子市市長部局の各課

①法令上の根拠: 番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第69条第2項により準用される番号法第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の項番

②移転先における用途: 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める特定個人番号利用事務

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑦時期・頻度
福祉保健部 障がい者支援課	15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特定障害児相談支援費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	毎日
福祉保健部 健康対策課	28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	毎日
福祉保健部 障がい者支援課	37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	随時
福祉保健部 福祉課	42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	週2回
都市整備部 住宅政策課	53の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	年次、随時
市民生活部 保険年金課	69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	毎日
福祉保健部 障がい者支援課	75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	随時
都市整備部 住宅政策課	76の項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	年次、随時
こども総本部 こども支援課	81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	10日ごと
福祉保健部 長寿社会課	86の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	随時
福祉保健部 長寿社会課	87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	年次、随時
福祉保健部 障がい者支援課	92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	毎日
こども総本部 こども相談課	96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	毎日
こども総本部 こども支援課	106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第八十八条で定めるもの	10日ごと
市民生活部 保険年金課	115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの	毎日
福祉保健部 福祉課	125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	年次、随時

別紙2

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑦時期・頻度
福祉保健部 長寿社会課	132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	毎日
福祉保健部 障がい者支援課	144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	毎日
こども総本部 こども支援課	155の項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	年次、随時